

○明石市屋外広告物条例施行規則

平成30年3月26日規則第51号

明石市屋外広告物条例施行規則

目次

- 第1章 総則（第1条）
- 第2章 広告物等の許可等（第2条—第17条）
- 第3章 広告景観モデル地区（第18条・第19条）
- 第4章 屋外広告業の登録及び講習会（第20条—第37条）
- 第5章 雜則（第38条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規則は、明石市屋外広告物条例（平成29年条例第61号。以下「条例」という。）の施行に關して必要な事項を定めるものとする。

第2章 広告物等の許可等

（許可等の申請）

第2条 条例第7条の許可又は条例第16条第1項の変更の許可を受けようとする者は、屋外広告物許可等申請書（様式第1号。以下「許可申請書」という。）の正本及び副本を市長に提出しなければならない。

2 条例第7条の許可又は条例第16条第1項の変更の許可に係る許可申請書には、次に掲げる図書（条例第16条第1項の変更の許可を受けようとする場合は、当該変更に係るものに限る。）を添付しなければならない。

- (1) 広告物等を表示し、又は設置する場所及びその付近の状況を明らかにした見取図並びに広告物等を表示し、又は設置する場所の状況が分かるカラー写真（申請の日前3月以内に撮影したものに限る。以下同じ。）
 - (2) 広告物等の形状、材料及び構造に関する仕様書並びに構造図
 - (3) 広告物の色彩及び意匠並びに表示面積を明らかにした模写図
 - (4) 建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物をいう。以下同じ。）を利用する広告物等にあっては、当該建築物との位置関係及び当該建築物の壁面等の状況（壁面の形状及び面積並びに当該建築物の壁面及び屋上に表示され、又は設置されている広告物等（以下「既存広告物等」という。）との位置関係をいう。）を明らかにした図面、既存広告物等（広告物を掲出する物件を除く。）の形状及び表示面積を明らかにした模写図並びに既存広告物等のカラー写真
 - (5) 道路、鉄道、軌道及び索道の区間に接続する地域に表示し、又は設置する広告物等にあっては、当該広告物等を表示し、又は設置する場所から当該道路、鉄道、軌道及び索道の区間までの距離、他の広告物等までの距離並びに交通信号機又は踏切までの距離を明らかにした図面
 - (6) 別表第1共通基準の部第7項に規定する基準に適合する広告物等（自家用広告物等を除く。）にあっては、敷地内に表示され、又は設置されている広告物等の位置関係を明らかにした位置図、当該広告物等（広告物を掲出する物件を除く。）の形状及び表示面積を明らかにした模写図並びに当該広告物等のカラー写真
 - (7) 自己以外の者が所有し、又は管理する土地又は物件に表示し、又は設置する広告物等にあっては、当該土地又は物件を所有し、又は管理する者の許可又は承諾があったことを証する書面
 - (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める図書
- 3 条例第16条第2項の更新の許可を受けようとする者は、条例第7条の許可の期間が30日を超えるものにあってはその期間が満了する日の30日前、当該期間が30日以下のものにあってはその期間が満了する日の10日前までに許可申請書の正本及び副本を市長に提出しなければならない。
- 4 条例第16条第2項の更新の許可に係る許可申請書には、屋外広告物点検結果報告書（様式第2号）及び当該広告物等のカラー写真並びに第2項第1号、第7号及び第8号に定める図書並びに当該広告物等の点検をした者が第14条第2項各号のいずれかに該当する者であることを証する書面（当該広告物等が同条第1項に規定するものである場合に限る。）を添付しなければならない。
- （許可等の通知）

第3条 市長は、条例第7条の許可、条例第16条第1項の変更の許可又は同条第2項の更新の許可をしたときは許可申請書の副本の通知欄に所要の記載をして、これらの許可をしなかったときは屋外広告物不許可決定通知書（様式第3号）にその理由を記載して、当該許可に係る申請を行った者に通知するものとする。

（許可の基準）

第4条 条例第8条第1項に規定する規則で定める許可の基準は、別表第1のとおりとする。

（特別規制地区）

第5条 市長は、条例第9条第1項の規定により特別規制地区を指定し、又は変更しようとするときは、その旨を公告し、次に掲げる事項を当該公告の日から14日間公衆の縦覧に供するものとする。

（1）特別規制地区の名称

（2）特別規制地区に指定し、又は変更しようとする土地の区域

（3）特別規制地区の指定又は変更の案の縦覧場所

2 前項の規定による公告は、市広報紙への掲載又はインターネットを利用して閲覧に供する方法により行うものとする。

3 第1項の規定による公告があったときは、当該特別規制地区内の土地、建築物又は工作物の所有者及び当該特別規制地区において広告物等を表示し、若しくは設置する者又は広告物等管理者は、同項の縦覧期間満了の日までに、縦覧に供された特別規制地区的指定又は変更の案について、市長に意見書を提出することができる。

4 市長は、条例第52条の規定により特別規制地区的指定又は変更の案について明石市都市景観条例（平成4年条例第1号）第22条第1項に規定する明石市都市景観審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴こうとするときは、前項の規定により提出された意見書の要旨を審議会に書面により報告するものとする。

5 前各項（第1項第2号を除く。）の規定は、条例第9条第3項の規定により特別規制地区的状況に応じた許可の基準を定める場合について準用する。この場合において、第1項第3号、第3項及び前項中「指定又は変更」とあるのは、「許可の基準」と読み替えるものとする。

（禁止地域等の区分）

第6条 条例第10条第1項各号に掲げる禁止地域等は、区域、地域又は場所の特性に応じて別表第2の左欄に掲げる種別に区分し、当該区分に属する区域、地域又は場所は、同表の右欄に掲げるとおりとする。

（禁止地域の範囲）

第7条 条例第10条第1項第4号から第6号までに規定する規則で定める範囲は、建造物から50メートル以内の地域とする。

（適用除外の基準）

第8条 条例第12条第1項第2号に規定する規則で定める広告物等は、次のいずれかに掲げる広告物等とする。この場合において、国、地方公共団体及び市長が指定する公共的団体は、当該広告物等を第4条に規定する基準に適合させるよう努めなければならない。

（1）表示面積が5平方メートル以下の広告物等

（2）国、地方公共団体又は市長が指定する公共的団体が公共広告物表示・設置届（様式第4号）の正本及び副本に第2条第2項各号に掲げる図書（同項第8号に掲げる図書を除く。）を添付して市長に届け出た広告物等

2 条例第12条第1項第4号に規定する規則で定める基準は、別表第3に定めるとおりとする。

3 条例第12条第2項第1号に規定する規則で定める基準は、別表第4の地域の種別に応じて、それぞれ同表の区分の欄及び基準の欄に定めるとおりとする。

4 条例第12条第2項第2号に規定する規則で定める基準は、別表第5の地域の種別に応じて、それぞれ同表の区分の欄及び基準の欄に定めるとおりとする。

5 条例第12条第2項第4号に規定する規則で定める基準は、別表第6に定めるとおりとする。

6 条例第12条第2項第5号に規定する規則で定める基準に適合する広告物は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

（1）電車の車体に所有者の名称若しくは商標又は自己の事業若しくは営業の内容を表示する広告物

（2）自動車の車体に所有者若しくは管理者の氏名、名称、店名若しくは商標若しくは自己の事業

若しくは営業の内容又は次項第1号に掲げる事項を表示する広告物

(3) 自動車の車体に表示する広告物にあっては、当該自動車に係る道路運送車両法（昭和26年法律第185号）による登録における使用の本拠の位置（当該本拠の位置が明石市域以外であるものに限る。）において適用される広告物等の規制に関する条例の規定に従っているもの

7 条例第12条第2項第8号に規定する営利を目的としない活動のために表示するはり紙、はり札、広告旗、立看板及びこれらを掲出する物件で規則で定めるものは、次に掲げる物件であって、その表示又は設置について市長に届け出たものとする。

(1) 政治活動、宗教活動、労働運動その他営利を目的としない活動のために行う宣伝、集会、行事、催物等に関する事項を表示するものであること。

(2) はり紙、はり札、広告旗又は立看板にあっては、表示期間が30日以内であること。

(3) 表示面積が、はり紙又ははり札にあっては0.5平方メートル以下、広告旗又は立看板にあっては2平方メートル以下であること。

(4) はり紙を掲出する物件（以下「掲示板」という。）にあっては、掲示板の表示に供する部分の面積が2平方メートル以下であること。

8 前項の規定にかかわらず、同項各号に掲げるはり紙、はり札、広告旗、立看板及びこれらを掲出する物件のうち次に掲げるものについては、同項の届出があつたものとみなす。

(1) はり紙（第3号に掲げるものを除く。）、はり札、広告旗、立看板及びこれらを掲出する物件のうち、表示面又は見やすい箇所に表示者の氏名又は名称及び住所又は連絡先並びに表示の始期又は終期が明記してあるもの

(2) 掲示板のうち、設置者の氏名又は名称が明記してあるもの

(3) 前項の規定による届出がなされた掲示板又は前号に規定する掲示板に表示するはり紙

9 第7項の規定による届出をしようとする者は、非営利広告物表示・設置届（様式第5号）の正本及び副本に、表示し、又は掲出しようとするはり紙、はり札、広告旗、立看板及びこれらを掲出する物件の見本若しくは現物又は模写図を添付して、市長に提出しなければならない。

10 条例第12条第3項第1号に規定する規則で定める基準は、別表第7の地域の種別に応じて、それぞれ同表の区分の欄及び基準の欄に定めるとおりとする。

11 条例第12条第3項第2号に規定する規則で定める基準は、別表第8の地域の種別に応じて、それぞれ同表の区分の欄及び基準の欄に定めるとおりとする。

12 条例第12条第3項第3号に規定する規則で定める基準は、別表第9の地域の種別に応じて、同表の基準の欄に定めるとおりとする。

13 条例第12条第3項第4号に規定する規則で定める基準に適合する広告物は、すべての広告物とする。

14 条例第12条第4項第1号に規定する規則で定める基準は、別表第10に定めるとおりとする。
(経過措置に係る堅固な広告物等)

第9条 条例第13条に規定する規則で定める堅固な広告物等は、鉄骨造、石造その他の耐久性を有する構造により築造された看板、広告板、広告塔その他これらに類するものであつて、かつ、土地に建植えされ、又は建築物その他の物件に堅固に取り付けられているものとする。

2 条例第13条に規定する規則で定める期間は、5年間とする。
(許可の期間)

第10条 条例第15条第1項に規定する許可の期間は、別表第11の広告物の区分の欄の区分に応じて、同表の期間の欄に定める期間の範囲内で市長が定める期間とする。

(許可を要しない軽微な変更等)

第11条 条例第16条第1項に規定する規則で定める軽微な変更又は改造は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 広告物等の形状、材料、構造、色彩、意匠及び表示面積の変更を伴わない修繕、補強又は塗装替え

(2) 広告物等表示等許可の期間中に行われる既存の広告物を掲出する物件における広告物の取換え（取換え前の広告物に係る事業の内容と同一の内容の広告物への取換えに限る。）

(許可の表示)

第12条 条例第17条に規定する許可を受けた旨の表示は、当該許可に係る広告物等（以下「許可広告物等」という。）の表示面又は見やすい箇所に市長が交付する許可の証紙（様式第6号）を貼り付

けて行わなければならない。

2 条例第17条ただし書の規則で定める広告物等は、はり紙、はり札、広告旗、立看板その他これらに類する広告物等とする。

(完了の届出)

第13条 条例第18条の規定による届出は、屋外広告物表示・設置完了届（様式第7号）に、当該許可広告物等のカラー写真を添付して行わなければならない。

(広告物等管理者の設置)

第14条 条例第19条第3項に規定する規則で定める許可広告物等は、その上端の地上からの高さが4メートルを超えるもの（条例第15条第1項に規定する許可の期間が1年を超えないもの及び広告物を掲出することを専らの用途としない物件に塗料又はシートで表示するものを除く。）とする。

2 条例第19条第3項に規定する規則で定める資格を有する者は、次の各号に掲げるいずれかの者とする。

- (1) 条例第44条第1項各号に掲げる業務主任者になるための資格を有する者
- (2) 建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第1項に規定する建築士
- (3) 電気工事士法（昭和35年法律第139号）第2条第4項に規定する電気工事士又は同法第4条の2第1項に規定するネオン工事に係る特殊電気工事資格者認定証の交付を受けている者
- (4) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第44条第1項第1号に規定する第1種電気主任技術者免状、同項第2号に規定する第2種電気主任技術者免状又は同項第3号に規定する第3種電気主任技術者免状の交付を受けている者
- (5) 一般社団法人日本屋外広告業団体連合会及び公益社団法人日本サイン協会が行う屋外広告物点検技能講習を修了した者

(広告物等管理者等の届出)

第15条 条例第23条第1項の規定による届出は、広告物等管理者設置届（様式第8号）により行うものとする。

2 条例第23条第2項及び第3項の規定による届出は、屋外広告物表示・設置者（広告物等管理者）変更届（様式第9号）により行うものとする。

3 広告物等管理者設置届及び屋外広告物表示・設置者（広告物等管理者）変更届（広告物等管理者の変更に係るものに限る。）には、広告物等管理者が前条第2項各号にいずれかに該当する者であることを証する書面（当該広告物等が同条第1項に規定するものである場合に限る。）を添付しなければならない。

4 条例第23条第4項の規定による届出は、屋外広告物除却届（様式第10号）に、当該許可広告物等の除却後のカラー写真を添付して行わなければならない。

(保管した広告物等を売却する場合の手続)

第16条 条例第29条に規定する保管した広告物等の売却の方法は、競争入札によるものとする。ただし、競争入札に付しても入札者がない広告物等その他競争入札に付することが適当でないと認める広告物等については、随意契約によるものとする。

(保管した広告物等を返還する場合の受領書)

第17条 条例第31条に規定する受領書は、様式第11号による。

第3章 広告景観モデル地区

(広告景観モデル地区の指定等)

第18条 市長は、条例第33条第1項の規定により広告景観モデル地区を指定し、又は変更しようとするときは、その旨を公告し、次に掲げる事項を当該公告の日から14日間公衆の縦覧に供するものとする。

- (1) 広告景観モデル地区の名称
- (2) 広告景観モデル地区に指定する土地の区域
- (3) 広告景観モデル地区の指定の案の縦覧場所

2 前項の規定による公告は、市広報紙への掲載又はインターネットを利用して閲覧に供する方法により行うものとする。

3 第1項の規定による公告があったときは、当該広告景観モデル地区内の土地、建築物又は工作物の所有者及び当該広告景観モデル地区において広告物等を表示し、若しくは設置する者又は広告物等管理者は、同項の縦覧期間満了の日までに、縦覧に供された広告景観モデル地区の指定又は変更

の案について、市長に意見書を提出することができる。

- 4 市長は、条例第52条の規定により広告景観モデル地区の指定又は変更の案について審議会の意見を聴こうとするときは、前項の規定により提出された意見書の要旨を審議会に書面により報告するものとする。
- 5 前各項（第1項第2号を除く。）の規定は、条例第34条第1項の規定により広告景観モデル地区基本方針及び広告景観形成基準を策定し、又は変更しようとする場合について準用する。この場合において、第1項第3号中「広告景観モデル地区の指定」とあるのは「広告景観モデル地区基本方針及び広告景観形成基準」と、第3項及び前項中「広告景観モデル地区の指定又は変更の案」とあるのは「広告景観モデル地区基本方針及び広告景観形成基準の案又はこれらの変更の案」と、それぞれ読み替えるものとする。

（広告景観モデル地区に係る推進団体）

第19条 条例第34条第4項に規定する規則で定める団体は、次に掲げる者で構成する団体とする。

- (1) 広告景観モデル地区に指定しようとする区域の住民を代表する者
- (2) 事業者を代表する者
- (3) 学識経験を有する者
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) 前各号に掲げる者のほか市長が必要と認める者

第4章 屋外広告業の登録及び講習会

（登録の更新の申請期間）

第20条 条例第36条第3項の更新の登録を受けようとする者は、現に受けている登録の有効期間の満了日の30日前までに、条例第37条第1項の規定による申請を行わなければならない。

（登録の申請）

第21条 条例第37条第1項の規定による申請は、屋外広告業登録申請書（様式第12号）により行うものとする。

- 2 条例第37条第2項に規定する規則で定める書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 申請者が個人である場合にあっては、申請者（当該申請者が屋外広告業に関して成年者と同一の行為能力を有しない未成年者である場合にあっては、当該申請者及びその法定代理人（法人である法定代理人を除く。）の誓約書（様式第13号）、住民票の抄本又はこれに代わる書面及び申請者略歴書（様式第14号）
- (2) 申請者が法人である場合又は前号の法定代理人が法人である場合にあっては、登記事項証明書、その代表者の誓約書並びにその役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。）の住民票の抄本又はこれに代わる書面及び申請者略歴書
- (3) 条例第44条第1項に規定する業務主任者（以下「業務主任者」という。）の住民票の抄本又はこれに代わる書面及び業務主任者略歴書（様式第15号）
- (4) 業務主任者が条例第44条第1項各号のいずれかに該当する者であることを証する書面

（登録簿の登録事項）

第22条 条例第38条第1項に規定する規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 商号並びに氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び所在地並びにその代表者及び役員の氏名）
- (2) 営業所の名称及び所在地
- (3) 未成年者にあっては、その法定代理人の氏名及び住所（法定代理人が法人である場合にあっては、その名称及び所在地並びにその代表者及び役員の氏名）
- (4) 業務主任者の氏名及び所属する営業所の名称

（登録の通知）

第23条 条例第38条第2項の規定による通知は、屋外広告業者登録証（様式第16号）の交付をもって行うものとする。

（登録事項の証明）

第24条 屋外広告業者は、屋外広告業者登録事項証明書交付申請書（様式第17号）を市長に提出して、条例第38条第1項の規定により屋外広告業者登録簿に登録された事項の証明を受けることができる。

2 市長は、屋外広告業者登録事項証明書交付申請書の提出があったときは、当該申請に係る屋外広告業者に対し、屋外広告業者登録事項証明書（様式第18号）を交付するものとする。

(変更の届出)

第25条 条例第40条第1項の規定による届出は、屋外広告業登録事項変更届（様式第19号）により行うものとする。

2 屋外広告業登録事項変更届には、次の各号に掲げる事項の変更に応じ、それぞれ当該各号に定める書面のうち、市長が必要と認めるものを添付しなければならない。

(1) 第22条第1号又は第3号に掲げる事項（次号に掲げる事項を除く。） 第21条第2項第1号又は第2号に規定する書面

(2) 第22条第1号又は第3号に掲げる事項（役員の氏名に限る。） 第21条第2項第2号に規定する書面

(3) 第22条第2号に掲げる事項（商業登記の変更を必要とする場合に限る。） 登記事項証明書

(4) 第22条第4号に掲げる事項 第21条第2項第3号及び第4号に規定する書面

(登録簿の閲覧)

第26条 条例第41条の規定により屋外広告業者登録簿の閲覧の請求をしようとする者は、閲覧者名簿に住所、氏名等を記入しなければならない。

(廃業等の届出)

第27条 条例第42条第1項の規定による届出は、屋外広告業廃業等届（様式第20号）により行うものとする。

(業務主任者の資格)

第28条 条例第44条第1項第1号に規定する規則で定める試験は、告示（平成16年国土交通省告示第1590号）第1号及び第2号に規定する試験とする。

2 条例第44条第1項第3号に規定する規則で定める免許は、職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）別表第11に掲げる広告美術科の職種の免許とする。

3 条例第44条第1項第3号に規定する規則で定める技能検定は、職業能力開発促進法施行規則別表第11の3の3に掲げる広告美術仕上げの職種の技能検定とする。

4 条例第44条第1項第3号に規定する規則で定める職業訓練は、広告美術仕上げに係る職業訓練とする。

5 市長は、廃止前の技能審査認定規程（昭和48年労働省告示第54号）第1条第1項の規定により認定されたサインボード・デザイン技能審査によるサインボード・クリエーターの資格を有する者を条例第44条第1項第4号に規定する同項第1号から第3号までに掲げる者と同等以上の知識を有するものとして認定する。

(標識)

第29条 条例第45条の規定により屋外広告業者が標識を掲げるに当たっては、明石市屋外広告業者登録票（様式第21号）を用いなければならない。

2 条例第45条に規定する規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

(1) 法人である場合にあっては、その代表者の氏名

(2) 登録年月日

(3) 営業所の名称

(4) 業務主任者の氏名

(帳簿の備付け等)

第30条 条例第46条に規定する規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

(1) 注文者の氏名又は名称及び住所又は所在地

(2) 広告物等を表示し、又は設置した場所

(3) 表示し、又は設置した広告物等の名称、種類及び数量

(4) 広告物等を表示し、又は設置した年月日

(5) 請負金額

2 条例第46条に規定する帳簿は、広告物等の表示又は設置の契約ごとに作成しなければならない。

3 屋外広告業者及び県知事登録屋外広告業者は、前項に規定する帳簿を各事業年度の末日をもって閉鎖するものとし、閉鎖後5年間営業所ごとに当該帳簿の保存（電子計算機に格納されたファイル又は磁気ディスク等による保存を含む。）をしなければならない。

(兵庫県知事の登録を受けた者の届出)

第31条 条例第48条第2項の規定による届出は、特例屋外広告業届出書（様式第22号）により行うも

のとする。

- 2 特例屋外広告業届出書には、次に掲げる書面を添付しなければならない。
 - (1) 屋外広告物条例（平成4年兵庫県条例第22号。以下「県条例」という。）第26条第1項の登録を受けていることを証する書面
 - (2) 第21条第2項第4号に掲げる書面
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書面
- 3 条例第48条第3項の規定による変更の届出は、特例屋外広告業届出事項変更届（様式第23号）により、当該変更の日から30日以内に行わなければならない。
- 4 特例屋外広告業届出事項変更届には、次に掲げる書面を添付しなければならない。
 - (1) 当該変更に係る県条例第26条の5第1項の規定による届出を行う場合にあっては、当該届出に係る届出書の写し
 - (2) 業務主任者の変更の場合にあっては、変更後の業務主任者に係る第21条第2項第4号に掲げる書面
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書面
- 5 条例第48条第4項の規定により県知事登録屋外広告業者を屋外広告業者とみなして適用する条例第42条第1項の規定による届出は、特例屋外広告業廃業等届（様式第24号）により行うものとする。
- 6 条例第48条第4項の規定により県知事登録屋外広告業者を屋外広告業者とみなして適用する条例第45条に規定する標識は、明石市特例屋外広告業者届出済票（様式第25号）とする。
- 7 条例第48条第4項の規定により県知事登録屋外広告業者を屋外広告業者とみなして適用する条例第46条に規定する規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 第29条第2項第1号、第3号及び第4号に掲げる事項
 - (2) 県条例第26条の3第1項に規定する登録の年月日及び登録番号
 - (3) 条例第48条第2項の規定による届出の年月日
(屋外広告業者等監督処分簿への登載等)

第32条 条例第49条第1項に規定する規則で定める事項は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 屋外広告業者 次のアからウまでに掲げる事項
 - ア 第22条各号に掲げる事項（役員の氏名を除く。）
 - イ 条例第38条第1項に規定する登録の年月日及び登録番号
 - ウ 条例第47条第1項の規定による処分の理由
- (2) 県知事登録屋外広告業者 次のアからオまでに掲げる事項
 - ア 県条例第26条の2第1項第1号、第2号及び第4号に掲げる事項（役員の氏名を除く。）
 - イ 業務主任者の氏名及び所属する営業所の名称
 - ウ 県条例第26条の3第1項に規定する登録の年月日及び登録番号
 - エ 条例第48条第2項の規定による届出の年月日
 - オ 条例第48条第6項の規定による処分の理由
- 2 第26条の規定は、条例第49条第2項に規定する閲覧について準用する。

(講習会の開催)

第33条 市長は、条例第51条第1項の規定により講習会を開催しようとするときは、あらかじめ、開催日時、場所その他講習会の開催に関して必要な事項を、第18条第2項の規定の例により公告するものとする。

- 2 講習会の講習科目は、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 広告物に関する法規
 - (2) 広告物の表示の方法
 - (3) 広告物の施工
- 3 講習会を受講しようとする者は、屋外広告物講習会受講申込書（様式第26号）を市長に提出しなければならない。
- 4 市長は、屋外広告物講習会受講申込書を受理したときは、申込者に対し、屋外広告物講習会受講票（様式第27号）を交付するものとする。
(講習科目の受講の免除)

第34条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者については、その申請により、前条第2項第3号

に掲げる講習科目的受講を免除するものとする。

- (1) 建築士法第2条第1項に規定する建築士の資格を有する者
- (2) 電気工事士法第2条第4項に規定する電気工事士の資格を有する者
- (3) 電気事業法第44条第1項第1号に規定する第1種電気主任技術者免状、同項第2号に規定する第2種電気主任技術者免状又は同項第3号に規定する第3種電気主任技術者免状の交付を受けている者
- (4) 帆布製品製造について職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）による職業訓練指導員免許を受けた者、技能検定に合格した者又は法定職業訓練を修了した者

2 前項の規定により講習科目的受講の免除を受けようとする者は、屋外広告物講習会受講申込書に同項各号のいずれかに該当することを証する書面を添付しなければならない。

（講習会修了証の交付）

第35条 市長は、講習会修了者に対し、屋外広告物講習会修了証（様式第28号）を交付するものとする。

（講習会の委託）

第36条 市長は、講習会の運営に関する事務を他の者に委託することができる。

2 市長は、前項の規定により講習会の運営に関する事務を委託しようとするときは、あらかじめ、その旨を、第18条第2項の規定の例により公告するものとする。

（身分証明書）

第37条 条例第53条第2項に規定する身分を示す証明書は、様式第29号による。

第5章 雜則

（補則）

第38条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。
(規則で定める広告物等及び期間)
- 2 条例附則第4項に規定する規則で定める広告物等は、第9条第1項に規定する広告物等とする。
- 3 条例附則第4項に規定する規則で定める期間は、第9条第2項に規定する期間とする。
(経過措置)
- 4 この規則の施行の際、県条例の規定による許可を受けて、現に適法に表示され、又は設置されている広告物等については、この規則の施行の日から1年間（第9条第1項に規定する広告物等にあっては、同条第2項に規定する期間）は、第14条第2項の規定は適用しない。
- 5 この規則の施行の際、県条例の規定による許可を受けて、現に適法に表示され、又は設置されている広告物等であって、別表第1に掲げる基準に適合しないものについては、この規則の施行の日から1年間（第9条第1項に規定する広告物等にあっては、同条第2項に規定する期間）は、同表（その適合しない部分に限る。）の規定は適用せず、屋外広告物条例施行規則（平成4年兵庫県規則第69号）の相当規定の定めるところによる。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則による改正後の明石市屋外広告物条例施行規則第14条第1項の規定は、この規則の施行の際、明石市屋外広告物条例（平成29年条例第61号）第7条又は第16条第1項若しくは第2項の規定による許可を受けて、現に適法に表示され、又は設置されている広告物等のうちその高さが4メートル以下であるものについては、令和10年3月31日までの間は、適用しない。

別表第1（第4条関係）

条例第8条第1項の許可の基準

共通基準	1 特に景観に配慮すべき地域又は場所にあっては、広告物等の位置、形状、面積、材料、色
------	--

- 彩、意匠等を当該景観と調和したものとすること。
- 2 広告物の裏面及び側面並びに広告物を掲出する物件にあっては、塗装その他の装飾をしきつ、その装飾を表示面と調和したものとすること。
- 3 照明を使用する広告物等にあっては、美観の維持に必要な対策を講じること。
- 4 蛍光塗料（蛍光フィルムを含む。）又は反射光の強い塗料を使用しないこと。
- 5 条例第10条第1項第1号に掲げる地域のうち都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項の規定により定められた第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、田園住居地域又は風致地区の境界線から100メートル以内の地域に表示し、又は設置する広告物等で、当該第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、田園住居地域又は風致地区から視認できるものにあっては、LEDサイン等（ネオン管、発光ダイオードなどを利用するものであって、その光源を直接視認できるものをいい、ガソリンスタンドの料金表示、自動車又は自転車の駐車場所（以下これらを「駐車場」という。）の満空表示その他市長が別に定める広告物等に係るものを除く。以下同じ。）を使用せず、かつ、光源の点滅（光源の動き又は光源の輝度若しくは色彩の変化を含む。以下同じ。）がないものとすること。
- 6 条例第10条第1項各号に掲げる禁止地域等を除く地域及び場所（以下「許可地域等」という。）における高さが15メートルを超える建築物に表示し、又は設置する広告物等の表示面積の合計は、一の建築物の壁面合計面積（都市計画法第8条第1項第1号の規定により定められた近隣商業地域又は商業地域（以下「商業系地域」という。）に存する建築物にあっては地上から52メートル、その他の地域に存する建築物にあっては地上から47メートルまでの高さの部分の壁面面積の合計をいう。）に2分の1を乗じて得た面積を超えないものとすること。
- 7 条例第10条第1項第1号に規定する市長が指定する区域又は都市計画法第8条第1項第1号の規定により定められた第1種住居地域、第2種住居地域若しくは準住居地域にあっては、一の敷地内に表示し、又は設置する広告物等（自家用広告物等を除く。）の表示面積の合計が10平方メートルを超えないものとすること。

		8 都市計画法第8条第1項第1号の規定により定められた第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域又は田園住居地域に表示し、又は設置する電光ニュース板、電光廣告板、映像装置その他の常時表示内容を変えることができる廣告物等(60秒以上静止した画像又は文字を表示するものを除く。以下「可変表示式廣告物等」という。)にあっては、次に掲げる基準に適合するものとすること。 (1) 自家用廣告物等であること。 (2) 設置数は、一の敷地につき1個以下とすること。 (3) 1方向の表示面の面積は5平方メートル以下とし、表示面積の合計は10平方メートル以下とすること。 (4) 当該可変表示式廣告物等の上端の地上からの高さは5メートル以下とすること。 (5) 壁面又は一事業所等の表示面積の合計を算出するに当たっては、当該廣告物等の表示面積は、当該表示面積に5を乗じて得た面積を用いるものとすること。
		9 都市計画法第8条第1項第1号の規定により定められた近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域又は工業専用地域に表示し、又は設置する可変表示式廣告物等であって、かつ、第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域及び田園住居地域の境界線から100メートル以内の地域に表示し、又は設置する可変表示式廣告物等であるものが、当該第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域及び田園住居地域から視認できる場合は、当該可変表示式廣告物等は、次に掲げる基準に適合するものとすること。 (1) 1方向の表示面の面積は10平方メートル以下とし、表示面積の合計は20平方メートル以下とすること。 (2) 当該可変表示式廣告物等の上端の地上からの高さは10メートル以下とすること。 (3) 壁面又は一事業所等の表示面積の合計を算出するに当たっては、当該廣告物等の表示面積は、当該表示面積に4を乗じて得た面積を用いるものとすること。
個別基準	1 屋上を利用するもの	(1) 广告物等の高さ 5メートル以下(都市計画法第8条第1項第1号に規定する準工業地域、工業地域及び工業専用地域にあっては7メートル以下、商業系地域にあ

		っては10メートル以下)とし、かつ、建築物の高さ(地上から建築物の屋上のうち広告物等を設置する屋上部分のパラペットの上端までの高さをいう。以下同じ。)の2分の1以下(商業系地域にあっては、3分の2以下)とすること(屋上構造物(階段室、昇降機塔、物見塔その他これらに類する建築物の屋上部分をいう。以下同じ。)の上に設置する場合にあっては、当該屋上構造物の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積(建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第2条第1項第2号に規定する建築面積をいう。)の8分の1を超える、かつ、当該屋上構造物の壁面の延長面から突出していないときを除き、当該屋上構造物の高さは、広告物等の高さに算入し、建築物の高さには算入しないものとする。)。
	(2) 広告物等の上端の地上からの高さ	47メートル以下(商業系地域にあっては、52メートル以下)とすること。ただし、自己の氏名、名称、店名若しくは商標又は建物名を表示するもので、次の各号のいずれにも該当するものにあっては、1枚(基)に限り、高さの限度を超えて表示し、又は設置することができる。 ア 屋上構造物の壁面に表示し、又は設置するものであること。 イ 表示面の上端から下端までの長さが5メートル以下であること。 ウ LEDサイン等を使用せず、かつ、光源の点滅がないものであること。 エ 高さの限度を超えて表示し、又は設置する壁面を利用する広告物等がない場合に表示し、又は設置するものであること。
	(3) 表示・設置場所	木造建築物の屋上に表示し、又は設置しないこと。
	(4) その他の表示方法	ア 建築物(屋上構造物を除く。)の壁面の延長面から突出させないこと。 イ 支柱及び骨組みが露出しないようルーバー等により遮へいすること。 ウ 商業系地域以外の地域にあっては、時事に関する事項を表示する場合を除き、LEDサイン等を使用せず、かつ、光源の点滅が急速でないものとすること。
2 壁面を利用するもの	(1) 表示面積の合計等	ア 広告物等が表示され、又は設置される壁面における広告物等の表示面積(テントを利用するもの及び表示期間が5日を超える広告幕の表示面積を含み、LEDサイン等を使用する場合にあっては、その表示面積に4を乗じて得た面積とする。)の合計は、当該壁面の面積の5分の1以下(商業系地域にあっては、4分の1以下)とすること。 イ 広告幕にあっては、長さは15メートル以下で、幅は1.5メートル以下とすること。

	(2) 広告物等の上端の地上からの高さ	47メートル以下（商業系地域にあっては、52メートル以下）とすること。ただし、自己の氏名、名称、店名若しくは商標又は建物名を表示するもので、次のいずれにも該当するものにあっては、1枚（基）に限り高さの限度を超えて表示し、又は設置することができる。 ア 表示面の上端から下端までの長さは、5メートル以下であること。 イ LEDサイン等を使用せず、かつ、光源の点滅がないものであること。 ウ 高さの限度を超えて表示し、又は設置する屋上を利用するものが無い場合に表示し、又は設置するものであること。
	(3) その他の表示方法	ア 壁面の外郭線から突出させないこと。 イ 窓又は開口部をふさがないこと。ただし、広告幕については、この限りでない。 ウ 意匠が同一のものにあっては、1壁面に数量が2枚（基）とすること。
3 壁面より突出するもの	(1) 建築物等からの出幅	建築物の壁面から1.5メートル以下とし、かつ、道路境界線から1メートル以下とすること。
	(2) 広告物等の上端の地上からの高さ	47メートル以下（商業系地域にあっては、52メートル以下）とすること。
	(3) 広告物等の下端の道路面からの高さ	4.5メートル以上（歩車道の区別のある道路の歩道上にあっては、2.5メートル以上）とすること。
	(4) その他の表示方法	ア 壁面の上端を超えて突出させないこと。 イ 広告物の表示面以外の面は、金属等で被覆し、露出させないこと。 ウ 交通信号機からの距離が10メートル以下の場合にあっては、LEDサイン等を使用せず、かつ、光源の点滅がないものとすること。
4 自己の敷地に建植えするもの	(1) 表示面積	ア 広告板にあっては、1方向の表示面の面積は20平方メートル以下(LEDサイン等を使用する場合にあっては、5平方メートル以下)とし、かつ、表示面積の合計は40平方メートル以下(LEDサイン等を使用する場合にあっては、10平方メートル以下)とすること。 イ 広告塔にあっては、それぞれ接する2方向の表示面の面積の合計は30平方メートル以下(LEDサイン等を使用する場合にあっては、7.5平方メートル以下)とし、かつ、表示面積の合計は60平方メートル以下(LEDサイン等を使用する場合にあっては、15平方メートル以下)とすること。
	(2) 数量	2基以下とすること。
	(3) 広告物等の上端の地上からの高さ	15メートル以下(LEDサイン等を使用する場合にあっては、10メートル以下(交通信号機からの距離が50メートル以下の場合にあっては、5メートル以下)とすること。
	(4) その他の表示方	商業系地域以外の地域にあっては、広告物等の

		法	上端の地上からの高さが5メートルを超えるものを表示し、又は設置する場合は、LEDサイン等を使用せず、かつ、光源の点滅が急速でないものとすること。
5 自己の敷地外に建植えする一般的なもの(6及び7に掲げるものの以外のものをいう。)	(1) 表示面積		<p>ア 広告板にあっては、1方向の表示面の面積は10平方メートル以下(道路、鉄道等の路端(以下「路端」という。)からの距離が100メートル以上のものにあっては、20平方メートル以下)とし、かつ、表示面積の合計は20平方メートル以下(路端からの距離が100メートル以上のものにあっては、40平方メートル以下)とすること。</p> <p>イ 広告塔にあっては、それぞれ接する2方向の表示面の面積の合計を15平方メートル以下(路端からの距離が100メートル以上のものにあっては、30平方メートル以下)とし、かつ、表示面積の合計を30平方メートル以下(路端からの距離が100メートル以上のものにあっては、60平方メートル以下)とすること。</p>
	(2) 広告物等の上端の地上からの高さ		<p>ア 広告板にあっては、5メートル以下とすること。</p> <p>イ 広告塔にあっては、10メートル以下とすること。</p>
	(3) 広告物等の相互間の距離		5メートル以上(路端からの距離が100メートル以上のものにあっては、100メートル以上)とすること。
	(4) 表示・設置場所		<p>ア 許可地域等のうち、市長が指定する区域(以下「特定区域」という。)には、表示し、又は設置しないこと。</p> <p>イ 交通信号機又は踏切からの距離は、5メートル以上とすること。</p>
	(5) 色彩		彩度の高い色(日本工業規格のZ8721に定める三属性による色の表示方法(以下「マンセル表色系」という。)に規定する彩度が10以上の色をいう。以下同じ。)の色数(マンセル表色系の色相、明度及び彩度により定められている色の数をいう。以下同じ。)は、2色以下とすること。
	(6) その他の表示方法		LEDサイン等を使用せず、かつ、光源の点滅がないものとすること。
6 自己の敷地外に建植えする道標、案内図板等	(1) 特定区域又は禁止地域等に表示し、又は設置するもの	ア 1方向の表示面の面積(広告塔にあっては、それぞれ接する2方向の表示面の面積の合計)	<p>(ア) 道標にあっては、2平方メートル以下とすること。</p> <p>(イ) 案内図板にあっては、6平方メートル以下とすること。</p> <p>(ウ) 説明板にあっては、4平方メートル以下とすること。</p> <p>(エ) その他のものにあっては、6平方メートル以下とすること。</p>
		イ 広告物等の上端の地	3メートル以下(土地の状況等により、市長が特にやむを得ないと認める場合にあっては、5メ

		上からの高さ	一トル以下) とすること。
		ウ 広告物等の相互間の距離	5メートル以上とすること。
		エ 表示・設置場所	交通信号機又は踏切からの距離は、5メートル以上とすること。
		オ 色彩	案内図板以外のものにあっては、次のいずれにも該当するものとすること。 (ア) 彩度の高い色の色数は、2色以下であること。 (イ) 地色(文字その他の具体的な図柄以外の色をいう。以下同じ。)に彩度の高い色を使用する場合にあっては、当該地色部分の面積が当該地色部分の存する表示面の面積の2分の1以下であること。ただし、色数が2色以下の場合は、この限りでない。
		カ その他の表示方法	(ア) 寄贈者名等を表示する場合にあっては、当該寄贈者名等表示部分の面積を当該表示部分の存する表示面の面積の5分の1以下とすること。 (イ) LEDサイン等を使用せず、かつ、光源の点滅がないものとすること。
	(2) 特定区域又は禁止地域等以外の区域、地域又は場所(以下「地域等」という。)に表示し、又は設置するもの		5に定める基準に適合していること(案内図板にあっては、5(4)及び(5)に定める基準を除く。)。
7 自己の敷地外に建植えする案内誘導のためのもの	(1) 特定区域又は禁止地域等に表示し、又は設置するもの	ア 1方向の表示面の面積(広告塔にあっては、それぞれ接する2方向の表示面の面積の合計)	(ア) (イ)に掲げる場合を除き、2平方メートル以下とすること。 (イ) 施設等への案内誘導のためのものを同一の物件に集合して表示し、又は設置する場合にあっては、1方向の表示面の面積の合計は8平方メートル以下とし、かつ、一の施設等への案内誘導に係るものの1方向の表示面の面積は1平方メートル以下とすること。
		イ 横の長さ	2メートル以下とすること。
		ウ 広告物等の上端の地上からの高さ	3メートル以下(土地の状況等により市長が特にやむを得ないと認める場合又はア(イ)に掲げる場合にあっては、5メートル以下)とすること。
		エ 誘導距離	案内誘導しようとする施設等から10キロメートル以下とすること。
		オ 広告物等の相互間の距離	5メートル以上とすること。
		カ 表示・設置場所	交通信号機又は踏切からの距離は、5メートル以上とすること。

		キ 色彩	(ア) 彩度の高い色の色数は、2色以下とすること。 (イ) 地色に彩度の高い色を使用する場合にあっては、当該地色部分の面積を当該地色部分の存する表示面の面積の2分の1以下とすること。ただし、色数が2色以下の場合は、この限りでない。
		ク その他の表示方法	(ア) 名称、事業内容、方向、距離等案内誘導のために必要な最小限の事項を表示すること。 (イ) 方向、距離等の誘導に係る表示部分の面積を当該表示部分の存する表示面の面積の4分の1以上とすること。 (ウ) LEDサイン等を使用せず、かつ、光源の点滅がないものとすること。 (エ) ア(イ)に掲げる場合にあっては、形状、面積、材料、色彩及び意匠等を原則として統一すること。
	(2) 特定区域又は禁止地域等以外の地域等に表示し、又は設置するもの		5に定める基準に適合していること。
8 電柱を利用するもの	(1) 規格		ア 突出するものにあっては、縦は1.2メートル以下とし、横は0.45メートル以下とすること。 イ 巻き付けるものにあっては、縦は1.5メートル以下とし、表示面積は0.5平方メートル以下とすること。
	(2) 数量		電柱1本につき、突出するもの、巻き付けるものともに各1個とすること。
	(3) 広告物等の下端の道路面からの高さ		ア 突出するものにあっては、4.5メートル以上(歩車道の区別のある道路の歩道上にあっては、2.5メートル以上)とすること。 イ 巻き付けるものにあっては、1.2メートル以上とすること。
	(4) 表示・設置場所		交通信号機からの距離は、5メートル以上とすること。
	(5) 色彩		ア 彩度の高い色の色数は、2色以下とすること。 イ 地色に彩度の高い色を使用しないこと。
	(6) その他の表示方法		突出するものにあっては、次のいずれにも該当するものとすること。 ア 表示又は設置の方向が歩車道の区別のある道路にあっては歩道側、その区別のない道路にあっては路肩側であること。 イ 電柱に対して垂直に0.15メートル離して上下端を塗装した帶鉄で取り付けるものであること。
9 街灯を利用するもの	(1) 表示目的		商店街、自治会等が商店街名、町名等を表示するためのものとすること。
	(2) 1方向の表示面の面積		0.2平方メートル以下とすること。

	(3) 数量	街灯 1 本につき、突出するもの 1 個とすること。
	(4) 広告物等の下端の道路面からの高さ	4.5 メートル以上（歩車道の区別のある道路の歩道上にあっては、2.5 メートル以上）とすること。
	(5) 表示・設置場所	交通信号機からの距離は、5 メートル以上とすること。
	(6) 色彩	ア 彩度の高い色の色数は、2 色以下とすること。 イ 地色に彩度の高い色を使用しないこと。ただし、色数が 2 色以下の場合は、この限りでない。
	(7) その他の表示方法	ア 同一商店街に表示し、又は設置するものにあっては、規格を統一すること。 イ 厚さ 0.15 メートル以下の板状又は箱状の燃えにくい構造とすること。
10 バス停留所標識を利用するもの	(1) 1 方向の表示面の面積	表示板の表示面の面積の 3 分の 1 以下とすること。
	(2) 数量	1 個とすること。
	(3) 色彩	ア 彩度の高い色の色数は、2 色以下とすること。 イ 地色に彩度の高い色を使用しないこと。ただし、色数が 2 色以下の場合は、この限りでない。
	(4) その他の表示方法	車両の進行方向から視認できない面に表示すること。
11 消火栓標識を利用するもの	(1) 規格	縦は 0.4 メートル以下とし、横は 0.8 メートル以下とすること。
	(2) 数量	標識 1 本につき、突出するもの 1 個とすること。
	(3) 広告物等の下端の道路面からの高さ	4.5 メートル以上（歩車道の区別のある道路の歩道上にあっては、2.5 メートル以上）とすること。
	(4) 表示・設置場所	交通信号機からの距離は、5 メートル以上とすること。
	(5) 色彩	ア 彩度の高い色の色数は、2 色以下とすること。 イ 地色に彩度の高い色を使用しないこと。ただし、色数が 2 色以下の場合は、この限りでない。
12 アーチを利用するもの	(1) 表示目的	商店街、自治会等が商店街名、町名等を表示するためのものとすること。
	(2) 広告物等の下端の道路面からの高さ	4.5 メートル以上（歩車道の区別のある道路の歩道上にあっては、2.5 メートル以上）とすること。
	(3) その他の表示方法	LED サイン等を使用せず、かつ、光源の点滅がないものとすること。
13 アーケードを利用するもの(一時的に表示し、又は設置するものを除く。)	(1) 1 方向の表示面の面積	0.5 平方メートル以下とすること。
	(2) 数量	広告物等を表示し、又は設置しようとする者 1 人につき、1 個とすること。
	(3) 広告物等の下端の道路面からの高さ	4.5 メートル以上（歩車道の区別のある道路の歩道上にあっては、2.5 メートル以上）とすること。

			と。
	(4) その他の表示方法		<p>ア 同一商店街に表示し、又は設置するものにあっては、規格を統一すること。</p> <p>イ 照明を伴うものとすること。</p> <p>ウ LEDサイン等を使用せず、かつ、光源の点滅がないものとすること。</p>
14 汽自動車に表示するもの	(1) 宣伝車 (自動車登録規則(昭和45年運輸省令第7号)別表第2第6項に規定する広告宣伝用自動車をいう。以下同じ。)	色彩等	消防自動車又は救急自動車と紛らわしくないものとすること。
	(2) 路線バス	ア 表示面積	側部にあっては1側部につき3平方メートル以下とし、後部にあっては1平方メートル以下とすること。ただし、印刷したフィルムを車体に貼り付ける方法により表示する場合は、この限りでない。
		イ その他の表示方法	前部には表示しないこと。
15 垣又は塀を利用するもの	(1) 表示面積の合計		広告物等が表示され、又は設置される面における広告物等の表示面積の合計は、当該面の面積の4分の1以下とすること。
	(2) 数量		2個以下とすること。
	(3) その他の表示方法		垣又は塀の外郭線から突出させないこと。
16 広告幕(2を除く。)	広告物等の下端の道路面からの高さ		横断幕にあっては、4.5メートル以上とすること。
17 アドバルーン	規格等		幅は1.5メートル以下で、高さが15メートル以下の網に布片等で表示し、かつ、主網に十分緊結すること。
18 広告旗	(1) 表示面積		2平方メートル以下とすること。
	(2) 広告物等の相互間の距離		道路の路肩から5メートル以内の場所に表示し、又は設置する場合にあっては、5メートル以上とすること。
	(3) 表示・設置場所		道路上に表示し、又は設置しないこと。
19 置看板・立看板	表示・設置場所		道路上に表示し、又は設置しないこと。

	等		
--	---	--	--

特例基準	備考第1号 アから オまでに 掲げる店 舗（以下 「特例基 準店舗」 という。）	1 店舗 面 積 が 500 平 方 メートル (以下を超え、 「特例基 準店舗」 という。) 3,000 平 方メート ル未満の もの	(1) 数量	2 基以下とすること。ただし、専ら店舗及び施設の用に供する駐車場（以下「専用駐車場」という。）の場所を表示する広告物等、専用駐車場への進入路及び退出路を表示誘導する広告物等、専用駐車場の満空を表示する広告物等、専用駐車場を管制するための広告物等並びにこれらに類する広告物等で自己の敷地に建植するもの（以下これらを「専用駐車場表示広告物等」という。）は、基数に算入しないことができる。
		(2) その他の表示方法	ア 商業系地域以外の地域にあっては、広告物等の上端の地上からの高さが 5 メートルを超えるものを表示し、又は設置する場合は、LED サイン等を使用せず、かつ、光源の点滅が急速でないものとすること。	
			イ 専用駐車場表示広告物等については、自己の名称、店名又は商標に係る表示部分の面積を当該表示部分の存する表示面の面積の 4 分の 1 以下とすること。	
		2 店舗 面 積 が 3,000 平 方メート ル以上の もの	(1) 数量	敷地に接する道路（道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第1号に規定する道路をいう。）ごとに 2 基以下とすること。ただし、専用駐車場表示広告物等は基数に算入しないことができる。
備考第1号 力に掲 げる施設		(2) その他の表示方法	1 (2) に定める基準に適合すること。	

備考 特例基準とは、次に掲げるすべての要件を満たす大規模小売店舗等において自己の敷地に建植えする自家用広告物等を表示し、又は設置する場合の基準をいう。

(1) 次のアからカまでのいずれかに係る自家用広告物等であること。

- ア 大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第2条第2項に規定する大規模小売店舗
- イ 消費生活協同組合法（昭和23年法律第200号）に基づく消費生活協同組合が設置する店舗のうち、一の建物であって、その建物内の店舗面積の合計が500平方メートルを超えるもの
- ウ 農業協同組合法（昭和22年法律第132号）に基づく農業協同組合が設置する店舗のうち、一の建物であって、その建物内の店舗面積の合計が500平方メートルを超えるもの
- エ アからウまでに掲げるもののほか、小売業（飲食店業を除くものとし、物品加工修理業を含む。）を行うための店舗のうち、一の建物であって、その建物内の店舗面積の合計が500平方メートルを超えるもの

オ 飲食店業を行う店舗のうち、一の建物であって、その建物内の店舗面積の合計が1,000平方メートルを超えるもの

カ 駐車場法（昭和32年法律第106号）第2条第2号に規定する路外駐車場で自動車の駐車の用に供する部分の面積が500平方メートル以上であるものを有する施設

(2) 設置しようとする自家用広告物等が、店舗及び施設並びに専用駐車場への円滑な誘導に特に必要と認められること。

別表第2（第6条関係）

条例第10条第1項の禁止地域等の区分

種別	区域、地域又は場所
第1種禁止地域等	<p>1 条例第10条第1項第1号に掲げる地域のうち都市計画法第8条第1項の規定により定められた風致地区（用途地域を除く。）及び特別緑地保全地区</p> <p>2 条例第10条第1項第4号から第7号までに掲げる地域</p> <p>3 条例第10条第1項第8号に掲げる区域（自然公園法（昭和32年法律第161号）第33条第1項に規定する普通地域を除く。）</p> <p>4 条例第10条第1項第9号に掲げる区域（兵庫県立自然公園条例（昭和38年兵庫県条例第80号）第11条第1項に規定する普通地域を除く。）</p> <p>5 条例第10条第1項第10号に掲げる地域（自然環境保全法（昭和47年法律第85号）第28条第1項に規定する普通地区を除く。）</p> <p>6 条例第10条第1項第11号に掲げる地域（環境の保全と創造に関する条例（平成7年兵庫県条例第28号）第92条第1項に規定する自然環境保全普通地区及び同条例第97条第1項に規定する環境緑地保全普通地区を除く。）</p> <p>7 条例第10条第1項第12号に掲げる地域（明石市の環境の保全及び創造に関する基本条例（平成11年条例第22号）第29条第2項第2号に規定する生物保護地区及び同条例第29条第2項第4号に規定する保護樹林に限る。）</p> <p>8 条例第10条第1項第13号に掲げる地域</p> <p>9 条例第10条第1項第15号に掲げる区域（市長が第1種禁止地域等として指定する区域に限る。）</p> <p>10 条例第10条第1項第16号に掲げる区域（市長が第1種禁止地域等として指定する区域に限る。）</p> <p>11 条例第10条第1項第20号に掲げる地域又は場所（市長が第1種禁止地域等として指定する地域又は場所に限る。）</p>
第2種禁止地域等	<p>1 条例第10条第1項第1号に掲げる地域のうち都市計画法第8条第1項の規定により定められた第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、田園住居地域、景観地区、風致地区（用途地域に限る。）及び伝統的建造物群保存地区</p> <p>2 条例第10条第1項第2号に掲げる景観形成重要建造物の敷地</p> <p>3 条例第10条第1項第3号に掲げる都市景観形成重要建築物の敷地</p> <p>4 条例第10条第1項第8号に掲げる区域（自然公園法第33条第1項に規定する普通地域に限る。）</p> <p>5 条例第10条第1項第9号に掲げる区域（兵庫県立自然公園条例第11条第1項に規定する普通地域に限る。）</p> <p>6 条例第10条第1項第10号に掲げる地域（自然環境保全法第28条第1項に規定する普通地区に限る。）</p> <p>7 条例第10条第1項第11号に掲げる地域（環境の保全と創造に関する条例第92条第1項に規定する自然環境保全普通地区及び同条例第97条第1項に規定する環境緑地保全普通地区に限る。）</p> <p>8 条例第10条第1項第12号に掲げる地域（明石市の環境の保全及び創造に関する基本条例第29条第2項第1号に規定する自然保護地区に限る。）</p> <p>9 条例第10条第1項第14号に掲げる区域</p> <p>10 条例第10条第1項第18号に掲げる場所</p> <p>11 条例第10条第1項第19号に掲げる場所</p> <p>12 条例第10条第1項第20号に掲げる地域又は場所（市長が第2種禁止地域等として指定する地域又は場所に限る。）</p>
第3種禁止地域等	<p>1 条例第10条第1項第15号に掲げる区域（市長が第1種禁止地域等として指定する区域を除く。）</p> <p>2 条例第10条第1項第16号に掲げる区域（市長が第1種禁止地域等として指定する区域を除く。）</p>

	3 条例第10条第1項第17号に掲げる区域 4 条例第10条第1項第20号に掲げる地域又は場所（市長が第1種禁止地域等又は第2種禁止地域等として指定する地域又は場所を除く。）
--	--

備考

- 1 一の区域、地域又は場所が、第1種禁止地域等及び第2種禁止地域等、第1種禁止地域等及び第3種禁止地域等又は第1種禁止地域等、第2種禁止地域等及び第3種禁止地域等に重複して該当する場合にあっては、当該区域又は地域若しくは場所は、第1種禁止地域等とする。
- 2 一の区域、地域又は場所が、第2種禁止地域等及び第3種禁止地域等に重複して該当する場合にあっては、当該区域又は地域若しくは場所は、第2種禁止地域等とする。

別表第3（第8条関係）

条例第12条第1項第4号に掲げる広告物等の基準（寄贈者名等表示広告物の適用除外の基準）

区分	基準
(1) 表示面積	0.5平方メートル以下とし、かつ、表示方向から見た当該施設又は物件の外郭線内を1平面とみなした場合の当該平面の面積の20分の1以下とすること。
(2) 数量	1施設又は1物件につき、1枚（基）とすること。
(3) 色彩	ア 彩度の高い色の色数は、2色以下とすること。 イ 地色に彩度の高い色を使用する場合にあっては、当該地色部分の面積が当該地色部分の存する表示面の面積の2分の1以下とすること。ただし、色数が2色以下の場合は、この限りでない。

別表第4（第8条関係）

条例第12条第2項第1号に掲げる広告物等の基準（自家用広告物等の適用除外の基準）

地域の種別	区分	基準
第1種禁止地域等	(1) 表示面積の合計	1事業所等につき、5平方メートル以下とすること。
	(2) 数量	3枚（基、個）以下とすること。
	(3) 広告物等の上端の地上からの高さ	敷地内に建植えする広告板又は廣告塔にあっては、5メートル以下とすること。
	(4) 表示・設置場所	建築物の屋上には表示し、又は設置しないこと。
	(5) 色彩	ア 別表第1個別基準5(5)に定める基準に適合すること。 イ 地色に彩度の高い色を使用する場合にあっては、当該地色部分の面積を当該地色部分の存する表示面の面積の2分の1以下とすること。ただし、色数が3色以下の場合は、この限りでない。
	(6) その他の表示方法	ア 建築物の壁面から突出させないこと。 イ LEDサイン等を使用せず、かつ、光源の点滅がないものとすること。 ウ 別表第1共通基準1から4まで、8及び9並びに同表個別基準2、4(2)、15、17及び18に定める基準に適合すること。
第2種禁止地域等	(1) 表示面積の合計	第1種禁止地域等(1)に定める基準に適合すること。
	(2) 数量	第1種禁止地域等(2)に定める基準に適合すること。
	(3) 広告物等の上端の地上からの高さ	敷地内に建植えする広告板又は廣告塔にあっては、7メートル以下とすること。
	(4) 表示・設置場所	建築物の屋上には表示し、又は設置しないこと。ただし、別表第2第2種禁止地域等の項1に掲げる地域（第1種中高層住居専用地域及び第2種中高層住居専用地域に限る。）において、屋上構造物の壁面に表示し、又は設置す

		る場合は、この限りでない。
	(5) 色彩	第1種禁止地域等(5)に定める基準に適合すること。
	(6) その他の表示方法	ア LEDサイン等を使用しないこと。 イ 光源の点滅がないものとすること。 ウ 別表第2共通基準1から4まで、8及び9並びに同表個別基準2、3、4(2)、15、17及び18に定める基準に適合すること。
第3種禁止地域等	(1) 表示面積の合計	第1種禁止地域等(1)に定める基準に適合すること。
	(2) 数量	第1種禁止地域等(2)に定める基準に適合すること。
	(3) 広告物等の上端の地上からの高さ	敷地内に建植えする広告板又は広告塔にあっては、10メートル以下とすること。
	(4) 色彩	第1種禁止地域等(5)に定める基準に適合すること。
	(5) その他の表示方法	ア LEDサイン等を使用しないこと。 イ ウの広告板及び広告塔を除き、光源の点滅が急速でないものとすること。 ウ 高速自動車道及び自動車専用道路の区間並びにこれらの道路から視認できる地域で条例第10条第1項第15号に規定する市長が指定する区域内に存する建築物の屋上に表示し、又は設置する広告板又は広告塔にあっては、光源の点滅がないものとすること。 エ 別表第1共通基準1から4まで、8及び9並びに同表個別基準1から3まで、4(1)及び(2)、15、17及び18に定める基準に適合すること。
許可地域等	(1) 表示面積の合計	1事業所等につき、10平方メートル以下とすること。
	(2) 数量	第1種禁止地域等(2)に定める基準に適合すること。
	(3) その他の表示方法	別表第1共通基準1から6まで、8及び9並びに同表個別基準1から3まで、4(2)から(4)まで、15、17及び18に定める基準に適合すること。

別表第5（第8条関係）

条例第12条第2項第2号に掲げる広告物等の基準（管理用広告物等の適用除外の基準）

地域の種別	区分	基準
第1種禁止地域等	(1) 表示面積の合計	1団の土地又は1物件につき、5平方メートル以下とすること。
	(2) 数量	2枚（基、個）以下とすること。
	(3) 広告物等の上端の地上からの高さ	別表第4第1種禁止地域等(3)に定める基準に適合すること。
	(4) 表示・設置場所	別表第4第1種禁止地域等(4)に定める基準に適合すること。
	(5) 色彩	別表第4第1種禁止地域等(5)に定める基準に適合すること。
	(6) その他の表示方法	別表第4第1種禁止地域等(6)に定める基準に適合すること。
第2種禁止地域等	(1) 表示面積の合計	1団の土地又は1物件につき、10平方メートル以下とすること。
	(2) 数量	別表第4第1種禁止地域等(2)に定める基準に適合すること。
	(3) 広告物等の上端の地上からの高さ	別表第4第2種禁止地域等(3)に定める基準に適合すること。

	(4) 表示・設置場所	別表第4第1種禁止地域等(4)に定める基準に適合すること。
	(5) 色彩	別表第4第1種禁止地域等(5)に定める基準に適合すること。
	(6) その他の表示方法	別表第4第1種禁止地域等(6)アに定める基準及び同表第2種禁止地域等(6)に定める基準に適合すること。
第3種禁止地域等	(1) 表示面積の合計	第2種禁止地域等(1)に定める基準に適合すること。
	(2) 数量	別表第4第1種禁止地域等(2)に定める基準に適合すること。
	(3) 広告物等の上端の地上からの高さ	別表第4第3種禁止地域等(3)に定める基準に適合すること。
	(4) 表示・設置場所	別表第4第1種禁止地域等(4)に定める基準に適合すること。
	(5) 色彩	別表第4第1種禁止地域等(5)に定める基準に適合すること。
	(6) その他の表示方法	ア 別表第4第1種禁止地域等(6)アに定める基準及び別表第4第3種禁止地域等(5)に定める基準に適合すること。
許可地域等	(1) 表示面積の合計	第2種禁止地域等(1)に定める基準に適合すること。
	(2) 数量	別表第4第1種禁止地域等(2)に定める基準に適合すること。
	(3) その他の表示方法	別表第1共通基準並びに同表個別基準1から3まで、4(2)から(4)まで、15、17及び18に定める基準に適合すること。

別表第6（第8条関係）

条例第12条第2項第4号に掲げる広告物等の基準（講演会・催物会場等の適用除外の基準）

区分	基準
(1) 表示面積	10平方メートル以下とすること。
(2) 広告物等の上端の地上からの高さ	5メートル以下とすること。
(3) 表示・設置場所	ア 会場の敷地（会場が公園、緑地、運動場等の敷地内である場合は、これらの敷地を含む。）内に表示し、又は設置すること。 イ 広告旗にあっては、道路の路肩から5メートル以内の場所には表示し、又は設置しないこと。
(4) その他の表示方法	ア 催物の名称、開催期日、開催内容、主催者名その他当該催物の案内に必要な事項を表示すること。 イ 表示し、又は設置する期間は、当該催物が開催される日の5日前から当該催物が終了する日までとすること。

別表第7（第8条関係）

条例第12条第3項第1号に掲げる広告物等の基準（禁止地域等の自家用広告物等の適用除外の基準）

地域の種別	区分	基準
第1種禁止地域等	(1) 表示面積の合計	1事業所等につき10平方メートル以下とし、かつ、自己の氏名、名称、店名及び商標の表示部分以外の表示部分の面積の合計は、5平方メートル以下とすること。ただし、専用駐車場表示広告物等については、合計5平方メートル以内に限り、表示面積に算入しないことができる。
	(2) 数量	別表第4第1種禁止地域等(2)に定める基準に適合す

		ること。ただし、専用駐車場表示広告物等については、基數に算入しないことができる。
	(3) 広告物等の上端の地上からの高さ	別表第4第1種禁止地域等(3)に定める基準に適合すること。
	(4) 表示・設置場所	別表第4第1種禁止地域等(4)に定める基準に適合すること。
	(5) 色彩	別表第4第1種禁止地域等(5)に定める基準に適合すること。
	(6) その他の表示方法	ア 別表第4第1種禁止地域等(6)ア及びイに定める基準に適合すること。 イ 専用駐車場表示広告物等については、自己の名称、店名又は商標に係る表示部分の面積を当該表示部分の存する表示面の面積の4分の1以下とすること。
第2種禁止地域等	(1) 表示面積の合計	1事業所等につき20平方メートル以下とし、かつ、自己の氏名、名称、店名及び商標の表示部分以外の表示部分の面積の合計は、10平方メートル以下とすること。ただし、専用駐車場表示広告物等については、合計10平方メートル以内に限り、表示面積に算入しないことができる。
	(2) 数量	4枚(基、個)以下とすること。ただし、専用駐車場表示広告物等については、基數に算入しないことができる。
	(3) 広告物等の上端の地上からの高さ	別表第4第2種禁止地域等(3)に定める基準に適合すること。
	(4) 表示・設置場所	別表第4第2種禁止地域等(4)に定める基準に適合すること。
	(5) 色彩	別表第4第1種禁止地域等(5)に定める基準に適合すること。
	(6) その他の表示方法	ア 別表第4第2種禁止地域等(6)ア及びイに定める基準に適合すること。 イ 専用駐車場表示広告物等については、自己の名称、店名又は商標に係る表示部分の面積を当該表示部分の存する表示面の面積の4分の1以下とすること。
第3種禁止地域等	(1) 表示面積の合計	1事業所等につき30平方メートル以下とし、かつ、自己の氏名、名称、店名及び商標の表示部分以外の表示部分の面積の合計は、15平方メートル以下とすること。ただし、専用駐車場表示広告物等については、合計15平方メートル以内に限り、表示面積に算入しないことができる。
	(2) 数量	5枚(基、個)以下とすること。ただし、専用駐車場表示広告物等については、基數に算入しないことができる。
	(3) 広告物等の上端の地上からの高さ	別表第4第3種禁止地域等(3)に定める基準に適合すること。
	(4) 色彩	別表第4第1種禁止地域等(5)に定める基準に適合すること。
	(5) その他の表示方法	ア 別表第4第3種禁止地域等(5)ア、イ及びウに定める基準に適合すること。 イ 専用駐車場表示広告物等については、自己の名称、店名又は商標に係る表示部分の面積を当該表示部分の存する表示面の面積の4分の1以下とすること。

別表第8(第8条関係)

条例第12条第3項第2号に掲げる広告物等の基準(禁止地域等の道標・案内図板等の適用除外の基準)

地域の種別	区分	基準
第1種禁止地域等	(1) 1方向の表示面の面積（広告塔にあっては、それぞれ接する2方向の表示面の面積の合計）	ア 道標にあっては、1平方メートル以下とすること。 イ 案内図板にあっては、3平方メートル以下とすること。 ウ 説明板にあっては、2平方メートル以下とすること。 エ その他のものにあっては、3平方メートル以下とすること。
	(2) 広告物等の上端の地上からの高さ	自己の敷地外に建植えするものにあっては、3メートル以下とすること。
	(3) 表示・設置場所	別表第4第1種禁止地域等(4)に定める基準に適合すること。
	(4) 色彩	別表第1個別基準6(1)オに定める基準に適合すること。
	(5) その他の表示方法	別表第1個別基準6(1)カに定める基準に適合すること。
第2種禁止地域等・第3種禁止地域等	(1) 表示・設置場所	別表第4第1種禁止地域等(4)に定める基準に適合すること。
	(2) 色彩	別表第1個別基準6(1)オに定める基準に適合すること。
	(3) その他の表示方法	別表第1個別基準6(1)カに定める基準に適合すること。

別表第9（第8条関係）

条例第12条第3項第3号に掲げる広告物等の基準（禁止地域等の案内誘導の適用除外の基準）

地域の種別	区分	基準
第1種禁止地域等	(1) 誘導距離	別表第1個別基準7(1)エに定める基準に適合すること。
	(2) 表示・設置場所	別表第4第1種禁止地域等(4)に定める基準に適合すること。
	(3) 色彩	別表第1個別基準7(1)キに定める基準に適合すること。
	(4) その他の表示方法	ア 施設等の立地の状況により、当該施設等への案内誘導が特に必要と認められる場合に表示し、又は設置するものとすること。 イ 位置、形状、面積、材料、色彩、意匠等が周辺の景観と調和したものとすること。 ウ 別表第1個別基準7(1)ク(ア)から(ウ)までに定める基準に適合すること。
第2種禁止地域等・第3種禁止地域等	(1) 誘導距離	別表第1個別基準7(1)エに定める基準に適合すること。
	(2) 表示・設置場所	別表第4第1種禁止地域等(4)に定める基準に適合すること。
	(3) 色彩	別表第1個別基準7(1)キに定める基準に適合すること。
	(4) その他の表示方法	別表第1個別基準7(1)ク(ア)から(ウ)までに定める基準に適合すること。

別表第10（第8条関係）

条例第12条第4項第1号に掲げる広告物等の基準（禁止物件の自家用広告物等の適用除外の基準）

区分	基準

(1) 表示面積	5 平方メートル以下とすること。
(2) 数量	1 物件につき、1枚（基、個）とすること。
(3) 表示・設置場所	ア 禁止地域等においては、石垣、擁壁その他これらに類するものには表示し、又は設置しないこと。 イ 物件の外郭線から突出させないこと。
(4) 色彩	別表第4第1種禁止地域等(5)イに定める基準に適合すること。

別表第11（第10条関係）

条例第15条第1項の許可の期間

広告物の区分	期間
1 看板、廣告板、廣告塔、アーチ利用廣告物、垣・塀利用廣告物その他これらに類するもの（次項に掲げるものを除く。）	2年
2 電柱・街灯利用廣告物、標識利用廣告物、アーケード利用廣告物、宣伝車、テント利用廣告物、車体利用廣告物その他これらに類するもの	1年
3 広告幕、アドバルーン、廣告旗、立看板、はり札、はり紙その他これらに類するもの	30日